

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則 1～21 [略]</p> <p>(東日本大震災復興特別区域法による特別養護老人ホームに置くべき職員に係る特例)</p> <p>22 [略]</p>	<p>附 則 1～21 [略]</p> <p><u>22 地域密着型特別養護老人ホームに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所が併設される場合における第45条第3項の規定の適用については、同項中「省令」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第10条の規定による改正前の省令」とする。</u></p> <p>(東日本大震災復興特別区域法による特別養護老人ホームに置くべき職員に係る特例)</p> <p>23 [略]</p>
2	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第</p>

8条第27項に規定する介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2～4 [略]

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

8条第28項に規定する介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2～4 [略]

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(設備、備品等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 指定訪問介護事業者が<u>指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）</u>第6条に規定する<u>指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問</u></p>	<p>(設備、備品等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 指定訪問介護事業者が<u>法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（第45条第2項、第102条第5項及び第134条第4項において「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）</u></p>

介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第45条 [略]

2 基準該当訪問介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第51条 [略]

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第45条 [略]

2 基準該当訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第51条 [略]

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしてい

第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第86条 [略]

2～4 [略]

るものとみなすことができる。

第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第86条 [略]

2～4 [略]

5 指定訪問リハビリテーション事業者が第137条に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備、備品等）

第102条 [略]

2・3 [略]

4 指定通所介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備、備品等）

第102条 [略]

2・3 [略]

4 前項ただし書の規定により、指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該指定通所介護事業者は、規則で定めるところにより、当該サービスの提供の開始前に当該サービスの内容を知事に届け出なければならない。

5 指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(衛生管理等)

第111条 [略]

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第41条まで及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 [略]

(設備、備品等)

第119条 [略]

2・3 [略]

(衛生管理等)

第111条 [略]

(事故発生時の対応)

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護又は第102条第4項に規定する指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 [略]

(設備、備品等)

第119条 [略]

2・3 [略]

4 前項ただし書の規定により、指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを

(準用)

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第103条（第3項第1号を除く。）、第104条及び第108条から第111条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第127条」と、「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備、備品等)

第134条 [略]

2・3 [略]

4 基準該当通所介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第113条に規定する基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第99条及び第103条から第112条まで（第103条第1項を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは

提供する場合には、当該指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより、当該サービスの提供の開始前に当該サービスの内容を知事に届け出なければならない。

(準用)

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第103条（第3項第1号を除く。）、第104条及び第108条から第111条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第127条」と、「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備、備品等)

第134条 [略]

2・3 [略]

4 基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村が定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第103条から第112条まで（第103条第1項を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第

は「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第136条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第141条 [略]

2～5 [略]

107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第136条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第141条 [略]

2～5 [略]

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加するものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第1項から第4

(定員の遵守)

第165条 [略]

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(準用)

項までに定める基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(定員の遵守)

第165条 [略]

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年岩手県条例第38号）第4条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第152条から第167条まで（第154条第1項を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4） 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人当たり6.4平方メートルとすること。

イ・ウ [略]

2・3 [略]

第217条 [略]

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第152条から第167条まで（第154条第1項を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4） 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人当たり6.4平方メートル以上とすること。

イ・ウ [略]

2・3 [略]

第217条 [略]

2 [略]

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第3節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第223条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）である指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、「第30条」とあるのは「第245条」と、第35条第1項及び第2項、第36条並びに第41条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第223条、第224条第2項及び第225条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあ

2 [略]

第223条 削除

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、「第30条」とあるのは「第245条」と、第35条第1項及び第2項、第36条並びに第41条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項及び第225条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」と

るのは「基本サービス」と読み替えるものとする。
(適切な研修の機会の確保)

第258条 [略]

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

1～9 [略]

10 平成11年3月31日以前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして厚生労働大臣が定めるものにあつては、第220条第3項又は第242条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

あるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第258条 [略]

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんざん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第258条第1項及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

1～9 [略]

10 平成11年3月31日以前から存する老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして厚生労働大臣が定めるものにあつては、第220条第3項又は第242条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

(1)～(4) [略]

11～42 [略]

(1)～(4) [略]

11～42 [略]

43 指定訪問介護事業者が指定訪問介護の事業と整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合における第6条の規定の適用については、同条中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」とする。

44 基準該当訪問介護の事業と法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスの事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合における第43条の規定の適用については、同条中「省令」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第2条の規定による改正前の省令」とする。

45 指定通所介護事業者が指定通所介護の事業と旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合における第100条の規定の適用については、同条中「省令」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第2条の規定による改正前の省令」とする。

46 基準該当通所介護の事業と法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスの事業とが、同一の事業者により

<p>(東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p>43 [略]</p>	<p><u>同一の事業所において一体的に運営される場合における第132条の規定の適用については、同条中「省令」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第2条の規定による改正前の省令」とする。</u></p> <p>(東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p>47 [略]</p>
<p>2 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が第137条に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第8条第23項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じ</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第86条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が第137条に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じ</p>

<p>て、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>て、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第77号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>第6条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、<u>生活機能訓練室</u>、デイルーム、面接室、食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第6条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、<u>生活機能回復訓練室</u>、デイルーム、面接室、食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
2	<p>（入退院）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（<u>法第8条第21項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、当該患者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提</p>	<p>（入退院）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（<u>法第8条第24項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、当該患者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提</p>

供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
<u>第2章 介護予防訪問介護</u>	<u>第2章 削除</u>
<u>第1節 基本方針(第5条)</u>	
<u>第2節 設備及び運営に関する基準(第6条-第39条)</u>	
<u>第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第40条-第42条)</u>	
<u>第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第43条-第47条)</u>	
第3章~第6章 [略]	第3章~第6章 [略]
<u>第7章 介護予防通所介護</u>	<u>第7章 削除</u>
<u>第1節 基本方針(第97条)</u>	
<u>第2節 設備及び運営に関する基準(第98条-第108条)</u>	
<u>第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第109条-第112条)</u>	
<u>第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第113条-第116条)</u>	
第8章~第14章 [略]	第8章~第14章 [略]
附則	附則
<u>第2章 介護予防訪問介護</u>	<u>第2章 削除</u>
<u>第1節 基本方針</u>	

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等）

第6条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項の政令で定める者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の員数等は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

（管理者）

第7条 指定介護予防訪問介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第8条 指定介護予防訪問介護事業所には、指定介護予防訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条に規定する指定訪問介護事業

第5条から第47条まで 削除

者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない

。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき前項の重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項において「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項の重要事

項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により当該利用申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、同項の利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項の重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（指定介護予防サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定介護予防サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、他の適当な指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、当該指定介護予防訪問介護の提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた

ときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問介護の提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービ

スの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の職務)

第26条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

(運営規程)

第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に

係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業

に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

(会計の区分)

第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防訪問介護の提供に努め

なければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、規則で定める。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第42条 指定介護予防訪問介護の提供は、省令に規定する事項に留意して行わなければならない。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(基準該当介護予防訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等)

第43条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該

事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）
ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる
介護福祉士又は法第8条の2第2項の政令で定める者をいう。以下この節
において同じ。）の員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第44条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、省令に規定するところにより
、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第45条 基準該当介護予防訪問介護事業所には、基準該当介護予防訪問介護
の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護
予防訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第43条
に規定する基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所
において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基
準条例第45条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基
準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第46条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の
家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。
ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪
問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問
介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る
次条において準用する第41条第1項第2号の介護予防訪問介護計画の実施
状況等を踏まえ、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていな
いと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な
措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第1節、第2節(第6条から第8条まで、第16条、第21条第1項、第23条、第28条並びに第35条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節及び次節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(設備、備品等)

第51条 [略]

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第49条に規定する指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第51条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなす

(指定介護予防訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節及び次節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数等は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)に規定するところによる。

(設備、備品等)

第51条 [略]

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第49条に規定する指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定

ことができる。

居宅サービス等基準条例第51条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき前項の重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項において「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法により当該利用申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、同項の利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項の重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（指定介護予防サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定介護予防サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、他の適当な指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めな

なければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに

に、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第52条 [略]

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとした

(利用料等の受領)

第52条 [略]

(管理者の職務)

第54条 [略]

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に第52条から第59条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 [略]

とき。

(管理者の職務)

第54条 [略]

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に第51条の2から第59条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 [略]

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介

護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

。

(苦情解決)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応す

るために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第57条 第9条から第20条まで、第22条、第24条及び第29条から第38条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第55条」と、第30条第2項中「設備、備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第52条（第1項を除く。）及び第53条から第56条まで並びに第1節及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第30条第2項中

(事故発生時の対応)

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第57条 削除

(準用)

第63条 第1節から前節までの規定（第49条から第51条まで、第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条の規定を除く。）は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問

「設備、備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第75条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第73条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

入浴介護」と読み替えるものとする。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) [略]

2 [略]

(準用)

第94条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第92条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者により構成される会議をいう。以下同じ。））を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) [略]

2 [略]

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽そ

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針

第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定介護予防通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第98条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節及び次節において「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第99条 指定介護予防通所介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第100条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定介護予防通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

3 第1項に規定する設備は、専ら指定介護予防通所介護の事業の用に供す

の他の設備、備品等」とあるのは「設備、備品等」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第97条から第116条まで 削除

るものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第101条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによ

るものとする。

5 指定介護予防通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第102条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第103条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに、介護予防通所介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第104条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を

整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第106条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第107条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第108条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と読み替えるものとする。

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第109条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつ

つ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護が、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔の機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防通所介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による指定介護予防通所介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加について適切な働きかけを行うよう努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第110条 介護予防通所介護従業者の行う指定介護予防通所介護の方針は、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所介護の具体的な内容、指定介護予防通所介護の提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること

2 前項各号に掲げるもののほか、介護予防通所介護従業者の行う指定介護予防通所介護の方針は、規則で定める。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第111条 指定介護予防通所介護の提供は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防通所介護の提供に努めること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(安全管理体制等の確保)

第112条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の対応のためのマニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(基準該当介護予防通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第113条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

（管理者）

第114条 基準該当介護予防通所介護事業所は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備、備品等）

第115条 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び基準該当介護予防通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、基準該当介護予防通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第132条に規定する基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第116条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）

、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第2節（第98条から第100条まで、第101条第1項及び第108条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第119条 [略]

（設備の基準）

第119条 [略]

（利用料等の受領）

第119条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項に規定する支払

を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて利用者に負担させることが適当と認められるもので規則で定めるもの

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第119条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第121条 [略]

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、介護予防通所リハ

(運営規程)

第121条 [略]

ビリテーション従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所リハビリテーション従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない

—

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況

(準用)

第124条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第121条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第103条第3項中「介

「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 介護予防通所リハビリテーション従業者の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) [略]

2 [略]

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第134条 [略]

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定介護予防

、病歴」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 介護予防通所リハビリテーション従業者の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) [略]

2 [略]

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第127条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第134条 [略]

2 第51条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定介護

短期入所生活介護の提供の開始の手続について準用する。

(定員の遵守)

第140条 [略]

(準用)

第143条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項及び第105条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

予防短期入所生活介護の提供の開始の手続について準用する。

(定員の遵守)

第140条 [略]

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条 第134条、第135条、第137条、第138条及び第141条から第143条（第103条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第157条」と読み替えるものとする。

（指定介護予防通所介護事業所等との併設）

第166条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（設備、備品等）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者

第160条 第134条、第135条、第137条、第138条、第140条の2及び第141条から第143条（第121条の2の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは、「第157条」と読み替えるものとする。

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設）

第166条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（設備、備品等）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防

等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第2号から第9号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。

(1)～(9) [略]

2～4 [略]

(指定介護予防通所介護事業所等との連携等)

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び当該事業所等への支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第172条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条及び第129条並びに第2節（第130条から第133条まで、第136条第1項及び第143条を除く。）及び第3節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第31条中「第27条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第145条第1項中「第129条」とあるのは「第172条におい

認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第2号から第9号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。

(1)～(9) [略]

2～4 [略]

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携等)

第171条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び当該事業所等への支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4及び第129条並びに第2節（第130条から第133条まで、第136条第1項及び第143条を除く。）及び第3節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、

て準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員（看護師及び准看護師をいう。）」とあるのは「看護職員（看護師及び准看護師をいう。）」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4） 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人当たり6.4平方メートルとすること。

イ・ウ [略]

2・3 [略]

（準用）

第182条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第179条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条第1項中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員（看護師及び准看護師をいう。）」とあるのは「看護職員（看護師及び准看護師をいう。）」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4） 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人当たり6.4平方メートル以上とすること。

イ・ウ [略]

2・3 [略]

（準用）

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第197条 第176条、第178条、第181条及び第182条（第103条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは「第194条」と読み替えるものとする。

第203条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 [略]

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第4節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第207条 [略]

2・3 [略]

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

者」と読み替えるものとする。

(準用)

第197条 第176条、第178条、第181条及び第182条（第121条の2の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは、「第194条」と読み替えるものとする。

第203条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であつて、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第207条 [略]

2・3 [略]

4 第51条の2第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。

第209条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）である指定介護予防特定施設において指定介護予防

特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及び当該利用者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に提出しなければならない。

（準用）

第218条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第213条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（趣旨）

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設

第209条 削除

（準用）

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

（趣旨）

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき

サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第231条 [略]

2・3 [略]

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第233条 [略]

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。

行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第231条 [略]

2・3 [略]

4 第51条の2第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第233条 [略]

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。） 又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5～8 [略]

(準用)

第235条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条、第106条、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条第2項及び第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

(2) 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

(3) 指定介護予防訪問看護

5～8 [略]

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条第2項及び第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第238条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（適切な研修の機会の確保）

第244条 [略]

（準用）

第249条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「福祉用具の種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「第238条に規定する指

。第238条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

第244条 [略]

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（準用）

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「

定介護予防福祉用具貸与の提供」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具計画の作成)

第252条 [略]

(準用)

第254条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで及び第54条並びに第103条第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第239条、第242条第1項及び第249条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第255条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下

福祉用具の種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の提供」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 [略]

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第239条、第242条第1項及び第249条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供の日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第255条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下

「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第263条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「相談又は適切な助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の提供」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

附 則

1～20 [略]

21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者における勤務の体制の確保

「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「相談又は適切な助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の提供」と、第244条第1項及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

附 則

1～20 [略]

21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者における勤務の体制の確保

等は、ユニット部分にあつては第158条に、ユニット部分以外の部分にあつては第143条において準用する第103条に定めるところによる。

22 [略]

23 第134条、第135条、第137条、第138条、第141条から第143条（第103条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「附則第20項」と読み替えるものとする。

24～34 [略]

35 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務の体制の確保は、ユニット部分にあつては第195条に、ユニット部分以外の部分にあつては第182条において準用する第103条に定めるところによる。

36 [略]

37 第176条、第178条、第181条及び第182条（第103条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは、「附則第34項」と読み替えるものとする。

38～43 [略]

等は、ユニット部分にあつては第158条に、ユニット部分以外の部分にあつては第143条において準用する第121条の2に定めるところによる。

22 [略]

23 第134条、第135条、第137条、第138条、第141条から第143条（第121条の2の準用に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第139条」とあるのは「附則第20項」と読み替えるものとする。

24～34 [略]

35 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務の体制の確保は、ユニット部分にあつては第195条に、ユニット部分以外の部分にあつては第182条において準用する第121条の2に定めるところによる。

36 [略]

37 第176条、第178条、第181条及び第182条（第121条の2の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第182条中「第179条」とあるのは、「附則第34項」と読み替えるものとする。

38～43 [略]

44 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所が併設される場合における第167条の規定の適用については、同条中「省令」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の省令」とする。

<p>(東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p>44 [略]</p>	<p>(東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p>45 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分、第2条中表2の項の改正部分及び第3条中表2の項の改正部分は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス等を提供している場合の届出に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条に規定する指定通所介護事業者又は指定居宅サービス等基準条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者が、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項又は第119条第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護以外のサービス又は指定居宅サービス等基準条例第114条第1項に規定する指定療養通所介護以外のサービスを提供している場合には、当該指定通所介護事業者又は指定療養通所介護事業者は、平成27年9月30日までに、規則で定めるところにより、当該サービスの内容を知事に届け出なければならない。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

3 整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法（以下「法」という。）第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、規則で定める。

(1) 第2条の規定による改正前の指定居宅サービス等基準条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第8条第2項及び第45条第2項の規定

(2) 第4条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第5条から第47条までの規定

4 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第6条及び第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受ける場合について準用する。この場合において、必

要な技術的読替えは、規則で定める。

- 5 附則第3項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第43条及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 6 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例第100条第3項中「場合は」とあるのは「場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、規則で定めるところにより、当該サービスの提供前に当該サービスの内容を知事に届け出たものに限る。）は」と、旧介護予防サービス等基準条例第108条中「第102条」とあるのは「第102条」と、第37条中「指定訪問介護の提供」とあるのは「指定介護予防通所介護又は第100条第3項に規定する指定介護予防通所介護以外のサービスの提供」ととするほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

（1）旧指定居宅サービス等基準条例第102条第4項及び第134条第4項の規定

（2）旧介護予防サービス等基準条例第9条から第15条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第16条（第108条において準用する場合に限る。）、第17条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第18条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第20条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第22条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第24条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第25条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第4項まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第108条において準用する場合に限る。）、第36条から第38条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第97条から第116条まで、第166条、第170条第1項並びに第171条の規定

- 7 この条例の施行の際現に前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護事業者が、旧介護予防サービス等基準条例第100条第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に旧介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護以外のサービスを提供している場合には、当該指定介護予防通所介護事業者は、平成27年9月30日までに、規則で定めるところにより、当該サービスの内容を知事に届け出なければならない。

- 8 附則第6項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第98条及び第100条第4項の規定は、旧指定介護予防通

所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 9 附則第6項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第113条及び第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する経過措置）

- 10 整備法附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされる者に係る第4条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第233条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされる者を含む。）」とする。
- 11 新介護予防サービス等基準条例第233条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合は、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。